

行政改革審議会委員からの意見等

分類 番号	委員からの質問・意見	回 答
全体	【総括意見】 全体としてBランク以上90%達成は評価できる。 ただし、Cランク(4テーマ)のうち、 2-(1)-1 人材育成基本方針の改定 3-(1)-5 地区公民館の在り方の検討 の2件については、遅れから計画達成に向けて一層の努力をお願いしたい。	全体として、約90%にあたる34プランについて「順調に進捗している」と評価していますが、約10%にあたる4プランをC評価(「計画より遅れている」と)しました。 特に委員ご指摘の2プランについては、事務の遅れや検討の遅れを次年度以降に取り戻すことができるよう、事務局と担当課が連携して取り組んでいきます。
全体	【総括意見】 全体としては、全38プラン中34プランが達成、A又はBで達成度89.5%は評価できる実績(『アウトプット』)であると思います。 ただし、Bであっても、例えば、プラン1-(1)-1「補助金等の定期的見直し」の「平成29年度の主な実績(『アウトプット』)は、平成30年度、31年度、32年度の取り組み内容が決定されたという内容」であり、実質的な成果(『アウトカム』)は平成30年度以降に発生するのではと思います。このため『アウトプット』と共に『アウトカム』の把握を望みます。	全体として、約90%にあたる34プランについて「順調に進捗している」と評価しています。 また、例示のプラン1-(1)-1「補助金等の定期的な見直し」で言えば、ご指摘のとおり、平成29年度は実施時期や見直し項目の検討を行ったものでありますので、実質的な成果(効果額等)は、それぞれ見直しを行った年度にあらわれてくるものと考えています。 次年度以降の活動実績欄では、見直しを行った内容や効果額等を記載していきたいと考えています。
全体	【総括意見】 5か年の大綱であるにも関わらず、数値目標を設定していないプランが55.26%と半数以上もあり驚いた。81.6%が計画どおり進んでいるとのことだが、数値目標もなく一体どうやって進捗管理、PDCAを回したのか？是非ともご教示いただきたい。 定量的に測れないこともあるということは、理解できなくもないですが、各プランが市民に影響を及ぼす、重要なものであることの認識が薄いのではないかと感じます。また、5か年計画の初年度で既に目標達成したプランが入っていたり、年度別計画が5か年の途中で消えていたりして、一体どのような基準でプラン選定したのか良く分かりません。誰がどんな基準で監査しているのでしょうか。マネジメントシステムが有効に機能しているとは思えません。	今回の実行プランで数値目標を掲げていないプランは、約60%(23/38プラン)となっています(第5次大綱:約70%で数値目標を掲載)。 第5次大綱では、多くのプランで数値目標を掲げたものの、行政改革審議会等において、数値目標自体はクリアしているが中身が伴っているのかや、目標達成が比較的容易なプランが多いのではないか等、いわゆる数値やプランの妥当性についてのご指摘をいただきました。 こうしたことを踏まえ、第6次大綱の策定においては、目先の効果額や数値目標に必ずしもこだわることなく、将来につながる取組(…のあり方等)を数多くプラン化し、行政改革審議会や議会等のご承認をいただいていたところでした。 これらの多くは、現状の課題や目指すべき方向性は定まっているものの、どのように進めていくのか、結論がどうなるのかは、様々な検討や各種会議体のご意見等を踏まえて判断していく必要があります。したがって、「方針決定」を実行プランの到達点(目標)としているものもございしますが、これらについては実行プランでつけた道筋に従い、着実に実行していく予定をしています。 なお、数値目標のない実行プランの進捗管理については、年度当初に定めた活動計画に対する活動実績を踏まえ、市として「A・B・C」等の評価をしていますので、ご理解をお願いします。

行政改革審議会委員からの意見等

2

分類 番号	委員からの質問・意見	回 答
1-(1)-1	【補助金の定期的な見直し】関係 活動実績に委託料、使用料・手数料、補助金を年度毎別々に見直しとあるが、どれも受益者にとって重要なファクターであることを考えれば、同時に見直すべきではないでしょうか。また、受益者負担の適正化とは受益者の満足度だと思います。受益者にアンケートを取るなどして満足度の低いものから見直すなど、数値目標を設定して行うべきと考えます。なぜ数値目標がないのか合理的な理由をご教示ください。	委員ご指摘のとおり、委託料、使用料・手数料、補助金を同時に見直すことが望ましいと考えますが、実際に通常業務を行いながら全項目の見直しを実施していくことはボリューム的に難しく、関係各所への影響も大きいとため、年度ごとに見直し項目を定める手法としています。 また、各項目の見直しにあたっては、補助金であれば、例えば社会情勢の変化などにより補助目的に対しての効果が薄れているものはないか、使用料・手数料であれば、他の施設と比較して受益者負担率はどうかなど、市として一定の判断をすべきものであり、初めから目標額を決めたり、また、市の判断にあたって市民アンケートの結果が必要とは考えていません。 ただし、見直しにあたっては、議会や受益者等への十分な説明が必要であると考えています。
1-(1)-2	【「創意と工夫」の継続実施】関係 ネットで「ふるさと納税を」検索すると、公式サイトとして「ふるさとチョイス」が出てきますが、安城市はそこに登録していないようで、市のホームページから申し込むように書いてあります。「さとふる」というサイトでは登録しているようですが、更なる歳入増加を見込むなら公式サイトにも登録するべきでしょう。 私自身も昨年初めて、何のゆかりもない5市へ「ふるさとチョイス」を通して納税させていただきました。 全国に安城市をPRでき、地域活性化もできる「ふるさと納税」をもっと活用すべきではないでしょうか？ 政府は過度な返礼品を慎むように周知していますが、「ふるさと納税」に反対しているのではないと思います。	ふるさと納税は、現在、「ふるさとチョイス」や「さとふる」など、各民間事業者によるポータルサイトが開設され、各自治体ごとに各事業者と契約をして寄附の受付業務等を行っています。したがって、「ふるさとチョイス」のみがふるさと納税の公式サイトというわけではありません。 安城市では、各ポータルサイトの提供するサービス内容や委託料等を比較検討し、平成28年度から「さとふる」(参考・ソフトバンク(株)系列)と契約しております。 なお、安城市をより広くPRし多くの寄附を募るため、従来からの返礼品に加え参加・体験型返礼品やクラウドファンディング型のふるさと納税についても研究を進めていきたいと考えています。
1-(1)-3	【道路・公園照明灯のリース方式によるLED化】関係 大きく分けて、道路・公園の照明と町内会からの要望による防犯灯という2つの事業を無理やり一つにした印象が否めない。リース契約の時期もバラバラで何のために一緒に行うか分からない。2つの事業に分けたほうが分かりやすい。また、数値目標も別々に設定すべきだと思います。	このプランは、「リース化を含むLED化の促進」による経費の節減に着眼して、1つのプランとしてまとめたもので、結果として、分かりづらくなってしまったのであれば申し訳ありません。

行政改革審議会委員からの意見等

分類 番号	委員からの質問・意見	回 答
1-(1)-4	【公立幼稚園・保育園の民営化を含めたあり方検討】関係 プランの内容欄に「定員割れが続く公立幼稚園と入園希望者の増加が続く保育園」とあるように課題が明確になっている。また、市の調査でも結婚すると安城から転出する人が多いという結果が出ており、子育て世帯を呼び込み定住してもらうことは、喫緊の課題だと思います。幼稚園を認定こども園に移行する数値目標を立てて事業の見える化をするべきと考えます。なぜ数値目標がないのか合理的な理由をご教示ください。	現在、少子化や女性の社会進出に伴う低年齢児保育ニーズの拡大、核家族化の進展など、子ども・子育てを取り巻く環境が大きく変化しています。こうした状況の中で、このプランは多様化する社会ニーズへの的確な対応を図るとともに、認定こども園の導入や民間保育園の誘致、また財政の効率的な運用など、今後の保育園・幼稚園のあり方を総合的な観点から検討するものであります。したがって、認定こども園化のみを優先事案としてプラン化したものではありませんので、ご理解をお願いします。
1-(2)-1	【公共施設のあり方検討】関係 活動実績に老朽化により、秋葉いこいの広場環境学習センターを「廃止」とある一方、柿田公園の公園管理事務所に機能移転となっている。これでは廃止とは言えないのではないかと。市民や利用者に丁寧に廃止を周知とあるが、考え方に問題があると思う。また、秋葉いこいの広場環境学習センターのどこに記載がないか、他に廃止する施設はないのか？数値目標が無いので全くわからない。なぜ数値目標がないのか合理的な理由をご教示ください。	このプランは、主に貸館機能を提供している公共施設のあり方を検討するものであり、利用状況や老朽化等を踏まえ、存廃の検討を行ったものです。 秋葉いこいの広場環境学習センターは、貸館としての利用状況は低いものの、環境学習の参加状況は良好な状況にあったことから、施設のあり方とソフト事業のあり方を分けて検討する必要があると判断し、貸館機能(施設)は廃止、環境学習は既存ストックの有効活用の観点から、柿田公園に機能移転して事業継続すると判断したものです。 なお、貸館施設で老朽化が進み、かつ利用状況が低い施設は他にもありますが、代替施設の有無や既存事業をどうするかなど、多くの検討事項があり、あらかじめ廃止目標を定めるものではないと考えています。
1-(2)-2	【公共施設への更なる指定管理者制度導入の検討】関係 知立市のパティオ池鯉鮒の例ですが、コンサートなどの催し時に学生が観客の誘導や案内をしています。これは「ヤング・パティオ・ウェーブ」と言い、中高生対象のホールボランティアで、公演鑑賞もでき、保護者と一緒での参加も可能なものです。学生がお手伝いをしているのは、見ていて微笑ましいし、心が温まる気がします。学生自身も年数回の活動を通して仕事の体験ができ、芸術・文化に親しむ機会になっています。 また、大人対象の「パティオ・ウェーブ」もあり、こちらは2000年7月の開館前から結成され、5セクションに分かれ、市民の目線・市民の発想でパティオの活動を支え続けています。 この活動は知立市文化会館指定管理者の一般財団法人ちりゅう芸術創造協会が主催しているそうです。安城市も市民会館など公共施設への指定管理者制度導入により、更なる利用者へのサービス向上をはかっていただきたいと思います。	このプランに掲げる、更なる指定管理者制度の導入に向け、サービス面、効率面の両面から検討を進めていきます。 (なお、安城市の市民会館はすでに指定管理者制度導入施設となっています。)

分類 番号	委員からの質問・意見	回 答
1-(2)-2	【公共施設への更なる指定管理者制度導入の検討】関係 ①市民利用者サービスの向上には、指定管理者制度の推進により、「民間力のやさしさと丁寧さ」を前面に打ち出して、更なる市民対応の向上を図られたい。 ②指定管理者導入のメリット、サービス向上の成果を市全体で認識してもらいたい。また、メリット、デメリットを市民にアンケートし、指定管理者の業務内容に反映する取り組みをお願いしたい。	①現在の指定管理者の選定においても、サービス向上に重点を置いた基準を設けています。今後とも、価格のみの競争にならないよう、サービス面、経費面の両面から検討を進めていきます。 ②指定管理者の管理運営については、指定期間中に2回、市の附属機関である指定管理者選定委員会の外部評価部会において、サービス向上に対する取組等の評価を行い、ホームページで公表しています。 また、指定管理者には利用者満足度把握のための利用者アンケートの実施を義務付けており、結果を踏まえた改善取組について、施設所管課へ報告し、指導を受けることとなっています。
1-(2)-2	【公共施設への更なる指定管理者制度導入の検討】関係 8ページと合わせて読むと、秋葉いこいの広場環境学習センターの指定管理者のために、柿田公園の公園管理事務所を提供するように思えてしまう。特定の団体に便宜を図っているように思えるが、指定管理契約に柿田公園に移ることが明記されている等、合理的な理由があるのか。また、事業名に更なるとあるが、秋葉いこいの広場環境学習センターの代わりに柿田公園管理事務所を指定管理するだけなら、指定管理の数は変わらない。他にどの施設を指定管理にするのか全く分からない。なぜ数値目標がないのか合理的な理由をご教示ください。	現在の秋葉いこいの広場環境学習センターの指定管理期間は、平成30年度末までとなっており、施設の廃止も当該年度末となっています。一方、平成31年度から指定管理者制度の導入を行う柿田公園は、今年度で新規で募集を行うものであり、選定は市の附属機関である指定管理者選定委員会において行われます。 また、「更なる」指定管理者制度導入の検討にあたっては、11月に調査を行い、対象施設の絞り込みを行ったところです。導入に際しては、あらかじめ導入施設数の数値目標を決めるのではなく、サービス面と効率面の両面から検討を進め、効果があると認められる施設に対し、積極的な導入を図るものと考えています。
1-(2)-4	【老人デイの廃止と空きスペースの有効活用】関係 廃止してから利用用途を検討するのは手順が逆のように思います。廃止によって市民サービスが低下しないように、市民サービスの質をどうやって担保するのか、民間で需要を満たすことができるのであれば、定量的に市民に示すべきだと思います。なぜ数値目標がないのか合理的な理由をご教示ください。	手順が逆ではないかとの委員のご指摘はごもっともですが、近年、民間デイの増加に伴い、市の老人デイ利用者が減少し費用対効果の悪化が進んでいたことから、速やかに存廃の判断を行う必要があったもので、廃止後の利活用については、福祉センターとしての暫定利用を行いつつ、並行して中長期的な検討を行うこととしています。 なお、このプランでは特に数値目標は定めていませんが、廃止にあたっては、市内デイサービス事業所に充足状況調査を行い、市老人デイ廃止による市民サービスの低下が起らないよう留意しながら、議会の議決をいただき廃止の手続きを行っていますので、ご理解をお願いします。
1-(2)-5	【養護老人ホームと生活支援ハウスの一元化と民営化】関係 平成32年度に運営開始するという目標があるなら、それを100として定量的に進捗を測れると思う。なぜ数値目標がないのか合理的な理由をご教示ください。	特に数値目標はなくとも、年度別計画に従い取組を進めることで、十分に成果が図れるのではないかと考えています。

行政改革審議会委員からの意見等

分類 番号	委員からの質問・意見	回 答
1-(2)-6	【勤労福祉会館の廃止】関係 平成30年度で廃止して、それ以降が白紙になっているが、このプランは30年度で終了でしょうか。建物の存廃についてはどうするのか全く分かりません。30年度で終了なら数値目標を100として明記すべきと考えます。なぜ数値目標がないのか合理的な理由をご教示ください。	特に数値目標はなくとも、年度別計画に従い取組を進めることで、十分に成果が図れるのではないかと考えています。 なお、建物の存廃については、活動実績に記載のとおり、施設取壊しの方針としています。
1-(2)-7	【公共建築物保全計画に基づく適切な維持管理】関係 平成29年度に10施設の保全工事で1,200(百万円)、30年度は大型事業をはじめとする保全工事で1,000(百万円)とあるが、31年度以降も900(百万円)と大型事業並みの目標が設定してある。毎年、文化センターやレジャープール並みの保全が必要なのか、良く分からない。計画上の改修周期と工事費用に乖離が生じているともあるが、修繕費と対比できるように保全する具体的な施設名、施設数もなければ適切かどうか判断できません。	市の所有する公共施設の多くは建設から年数が経過し老朽化が進行しています。その一方で、限られた財政状況の中、計画的な予防保全により建築物の長寿命化とコストの平準化を図ることが必要です。 このプランは、平成25年に作成した「公共建築物保全計画」にしたがい、中長期的な視野に立って、計画的に施設管理を進める観点から行革大綱のひとつとしたもので、公共建築物すべての保全に必要なコストを積算し、年度ごとに平準化した計画であることをご理解をしていただきますようお願いいたします。
1-(3)-1	【広告事業の推進】関係 ①各課の広告事業の導入については、自主財源を確保するとの意識を強固にして、広告受け入れ態勢の方法を標準化しPRを図り、さらに広告事業の実績向上と進捗状況のアップを目指されたい。 ②広告募集については、広告の面積、字数、価格 期間を明示して広告主へのPR体制を整えられたい。	①②委員のご意見も踏まえ、広告事業の更なる推進に向け、取り組んでいきます。
1-(3)-3	【市税の収納率向上】関係 収納コールセンターの西三河地方税滞納機構と市税コールセンターの役割区分、責任区分について事務局の説明を求める。 また、市税コールセンターの催告対応について、銀行の融資〇Bなどの採用で専門技能の取得と収納率向上の取り組み方法を習得するなど、職員の能力強化策及び催告専門職の養成策はあるのか。	「愛知県西三河地方税滞納整理機構」は平成23年度に愛知県と西三河6市が参加し設立した任意団体で、各市の滞納案件のうち滞納繰越分の滞納税の徴収機関です。各市の高額かつ徴収困難な滞納案件を引き受け、滞納処分を迅速に施行します。一方、「安城市税コールセンター」は現年課税分の滞納者に対して納付を呼びかけることを業務とし、実績のある民間業者に委託し、平成30年6月より運用を開始します。民間業者は社内研修や業績を分析することにより、常に業務改善を行い、納税課と連携して効果的なコールセンター業務を行います。

行政改革審議会委員からの意見等

6

分類 番号	委員からの質問・意見	回 答
2-(1)-1	【人材育成基本方針の改定】関係 検証の結果、改定を何割行うのか、改定後運用して、それが適正かどうか定期的に検証する等、数値目標は設定可能と思う。数値目標がなければPDCAが回らず、やりっぱなしで終わりがねない。進捗の見える化を図って頂きたい。なぜ数値目標がないのか合理的な理由をご教示ください。	このプランは、策定から10年を経過した現行の計画を見直し、時代に即した新たな人材育成基本方針に改定することを目標に掲げたもので、何割の内容を改定する等の目標数値を定めることは考えていませんでした。 しかしながら、委員ご指摘の改定後の運用については、定期的に検証する仕組みづくりがあることが望ましいと考えますので、今後検討していきたいと思います。
2-(1)-1	【人材育成基本方針の改定】関係 人材育成については、特に女性の地位向上・参画向上の面から速やかな活動を期待したい。	女性職員の参画拡大とそれに向けた人材育成の観点などにも取り組んでいきます。
2-(1)-1	【人材育成基本方針の改定】関係 人材育成方針により職員全体のレベルアップが望まれるが、男女共同参画に基づき、女性の能力開発と、管理職登用が急務である。部長級への女性登用などを積極的にいき、期間内に進捗状況を達成できるように健闘を望みます。	第4次男女共同参画プランの中で、女性職員の管理職登用率に関する目標値を定めています(平成35年度:17%、[参考]平成28年度:11.6%)ので、女性職員の参画拡大とそれに向けた人材育成に取り組んでいきます。
2-(1)-3	【情報セキュリティに関する職員の危機管理意識の向上】関係 「・・・全職員に対して、周知徹底を行った(『アウトプット』)」とありますが、日々職員と接する中で、情報セキュリティ、特に個人情報保護に関する認識が欠如していると思われる行動をしている職員が現実存在している事実(『アウトカム』)があります。「周知を図った(『アウトプット』)」ので「進捗状況はB」、しかし「個人情報保護に関する認識が欠如している職員が現実存在している事実」からは「アウトカム」は未達成ではないかと思いますが、如何でしょうか。	このプランは、全職員研修や内部監査などの継続的な取組を通じて、職員の知識や危機管理意識の底上げを図る、息の長い取り組みです。結果として、平成29年度のセキュリティ侵害(漏洩等)ゼロが達成されたことで、研修や監査の効果が出ているものと考えています。 しかしながら、委員が「認識欠如の職員がいる」と感じておみえになるのであれば、目標数値に対する結果如何にかかわらず、まだまだ職員の情報セキュリティの脅威に関する意識が不十分であると考えますので、更なる職員個々の意識及び知識の向上を図る必要があります。
2-(1)-4	【職員満足度の向上】関係 3か年の集中取組期間を経て目標が80%では、現状から5%上がるだけですが、これで良いのでしょうか？なぜ100%を目標としなんでしょうか。やる前から既に諦めているようでは満足度の向上はできないと思います。目標設定が理解できません。	どこの企業においても全ての職員の満足度が100%になるというのは、究極の目標であるといえますが、現実としてはひとつひとつ着実にステップを踏んでいくことが必要と考えます。平成29年度に実施した調査では、前回調査に比べ、1.7ポイント低い結果となりましたが、平成30年度からの3か年を集中取組期間に設定し、各課がそれぞれ職場環境の改善に向けた取組を始めていきます。 市としては、5か年の取組の中で、職員満足度を着実に向上させていくための指標として80%を数値目標としたもので、決してやる前から諦めているわけではありませんので、ご理解をお願いします。

行政改革審議会委員からの意見等

分類 番号	委員からの質問・意見	回 答
2-(1)-5	【女性職員の更なる活躍の場の創出】関係 各種施策への提言を数値目標として設定できると思いますが、なぜ設定しないのでしょうか。合理的な理由をご教示ください。	このプランは、女性職員がこれまで以上に施策への提言等を行うことで、政策形成能力の向上につなげることを目的としています。平成30年度から女性専門のチームを立ちあげる内部調整は完了しましたが、テーマの絞り込み等はこれから精査していくこととしています。委員のご意見は、例えば、提言本数を目標数値とするなどのプランの掲げ方があるのではないかとのご指摘だと思います。目標数値がないのは、策定時に提言本数を目標数値に定めてはどうかとの議論がなかったためですが、特に目標数値はなくともプランを着実に実施していくことで、所期の目的は達成できると判断しています。
2-(2)-1	【ワークライフバランスの推進】関係 「ゆう活」、「朝型勤務」体制は国民運動として政府も奨励しているが、市民の側からの視点では理解されているか疑問である。職員の生活スタイルの変革は理解できるが、市民のメリットは不明である。市民の要望に合わせた勤務体制の推進を求めたい。	例えば「ゆう活」は、勤務終了時間が早まることで生まれる夕方の時間を有効に使い、生活を豊かにしていくという考え方に基づくもので、ワークライフバランスの推進に寄与するもので、あくまでも職員の働き方の見直しの一つです。 しかしながら、制度を運用するにあたっては、委員ご指摘のように、窓口業務などの市民サービスに影響がないようにすることは最重要と考えています。
2-(2)-1	【ワークライフバランスの推進】関係 職員の心身の健康、公務の能率的運営を測ることができると、分かっているながら利用が伸びないのは、利用者の数値目標が無いからではないですか？数値目標を設定していない合理的な理由をご教示ください。	このプランは、現在の制度の利用者数を増やすばかりではなく、国の動向や他市の事例研究等を含め、職員のワークライフバランスを推進するために、柔軟な働き方ができるよう試行錯誤をしていくことを想定しているため、目標数値を掲げていないものです。
2-(2)-2	【多様な人材の確保】関係 行政ニーズの高度化、多様化への対応として、多様な人材の確保は急務である。現状の職員採用試験の他に、多様な人材を確保するため、転職者、中途採用者、第2新卒、人材派遣による専門職の確保などに職員採用の間口を広げるべきと思われる。人で不足と言われるが、民間に比べ、公務員は魅力のある職種でありPR方法の周知により多様な人材の確保は可能と思われる。	優秀な人材の確保のため、現在の採用試験においても、民間企業経験者の採用や受験資格を30歳程度まで広げるなど、様々な取組を行ってきたほか、就職説明会への参加も平成29年度に新たに開始しました。これに加え、平成30年度には就職情報サイトへの募集広告を行うなど、幅広い周知に努め、今後も多様な人材の確保に努めていきます。

分類 番号	委員からの質問・意見	回 答
2-(2)-3	【現業職体制の再構築】関係 現業職は市民サービスに直接かかわることも多いので、スケールメリットだけでなく市民サービスの低下が無い、定期的にアンケート調査を行うなど、市民満足度を数値目標として設定すべきだと思います。なぜ数値目標がないのか合理的な理由をご教示ください。	このプランは、組織体制の強化を目的として、限られた人員を最大限効率化するための見直しです。もちろん、委員の言われるとおり、市民サービスに影響がないよう取組むことが前提です。平成30年度の活動計画にあるとおり、この部分についても検証を行っていきます。
2-(2)-4	【窓口業務の民間委託化の検討】関係 平成31年度に方針決定した後で、民間委託の数値目標を設定するということでしょうか？方針決定後の計画が分かりません。どうして進捗状況がBなのでしょう？なぜ数値目標がないのか合理的な理由をご教示ください。	市民課の窓口業務は、ある程度定型的な事務処理がなされていることから、委託化の検討をしていくことを目標としているプランですが、導入に向けては、労働局の指導や費用対効果、導入によるメリットとデメリットを慎重に判断していく必要があります。このプランは、導入の可否の方針決定までを平成31年度中に決めることを目標としていますので、平成29年度に中間報告書をまとめることができたことからB評価としています。 なお、方針決定で導入することになれば、その方針に従い、粛々と導入に向けた取組を進めていきます。
3-(1)-1	【多様な主体による地域社会の課題解決】関係 3事業は、自走できるように伴走支援することは重要であると思いますが、3事業支援で得られた知見を踏まえた、3事業以外の支援のあり方を検討していただくことが更に重要であると思いますので、これを報告書として公開することを望みます。特に、『安城ビジネスコンシェルジュ(含むキーポート)』や『安城市民活動センター(NPO法人支援)』との機能・役割の違いが明確ではないように思いますので、この点を含めた成果(『アウトカム』)を次年度での実績報告(中間報告での良い)に加えていただくことを望みます。	3事業を実施する中で様々な課題が見つかりました。事業者の内部事情に関するものもあり全てというわけにはいきませんが、3事業それぞれについて、1年間の活動報告と改善を加えた次年度事業計画をWebで公開していきます。取り扱う地域社会課題の性質、事業者の事業への成熟度等により、生じる悩みや必要な支援が異なります。3事業に限っているからこそ丁寧な伴走支援ができており、同様の伴走支援を市民交流センター等であらゆる団体、事業者に対し全方的に行うのは現状では難しいと考えます。第2次市民協働推進計画において市民交流センターの機能充実や市民活動団体の自立促進は今後の課題と捉えておりますので、その中で効果的な支援のあり方について検討したいと思います。

行政改革審議会委員からの意見等

分類 番号	委員からの質問・意見	回 答
3-(1)-1	【多様な主体による地域社会の課題解決】関係 また、『第3次安城市 生涯学習推進計画(平成28年度～32年度)』では『現代的な課題に対応した講座の開催』が『重点的に取り組む施策・事業』とされており、『安城市生涯学習情報誌2018 あんてな春号』に『社会課題テーマ講座』として2つ掲載されています。更には『広報あんじょう4. 1』には『レシピブラッシュアップLA BO②』とあります。 各事業は各課と『社会課題』に対する共通認識と調整のうえで、連携して対応されているのでしょうか。各課が関連各課とは無調整で、職員の好みで事業を実施しているのではないかと疑念を抱きます。実際、関係各課や関連NPO法人と調整されたのでしょうか。 社会課題の解決に当たっては、先ず『(生涯)学習(課題の正しい認識)』があって、その上で計画を立て(P)、実践し(D)、評価し(C)、改善し(A)、また、学習というサイクルを回して有効な事業していくものではないでしょうか。 以上のサイクルを考えた場合に『安城市生涯学習情報誌2018 あんてな春号』の『社会課題テーマ講座』として2つの学習実施の後、どのようにサイクルをまわすのでしょうか、講座を実施して終わりなののでしょうか。学習した後に実践がなければ、税金の無駄遣いはならないのでしょうか。例えば、学習後、「安城市民活動センター」や「アンフォーレ(含む、安城ビジネスコンシェルジュ等)」と連携して、受講者に対して伴走支援をされるのでしょうか。講座だけで終了(『アウトプット』)するのであれば、社会課題の解決になるのでしょうか。税金の無駄遣いにならない「社会課題テーマ講座」になるよう『学習・P・D・C・Aのサイクル』を回していただき、情報公開していただくことを希望します。	社会課題テーマ講座は中央公民館の講座事業として、講座受講者の方の声などを参考に生涯学習の観点から生涯学習団体の方と連携して開催しています。講座終了後は、受講者を中心とした新たな生涯学習団体の育成を図るとともに、必要に応じ伴走支援をしながら新たな団体の方には市民企画講座を開催していただくなど、より一層内容を深めていただくとともに、普及に取り組んでいただいています。
3-(1)-1	【多様な主体による地域社会の課題解決】関係 平成33年度まで担い手による事業実施が条件であれば、31年度までに3事業の顕在化した経営課題を100%解決して自走できるように課題解決の割合を数値目標として設定して支援するべきでは？ なぜ数値目標がないのか合理的な理由をご教示ください。	ソーシャルビジネスは一般的に、サービスの対象者が十分な対価を支払うことができない、対価を支払う必要性を認識していない場合が多くあります。今回の3事業も、行動したいと思っていない人に行動してもらい、その対価で事業を継続するにはどうすべきか、様々な試みをしている段階です。サービスの対象者、サービスの量や質、価格等を変えると、収益性、社会課題の解決性が変わってきます。事業の本旨を踏まえ、適正なレベルを試行錯誤しながら事業を進めており、経営課題は常に発生し、変わります。仮想理事会を通じ、事業ごとの目標、事業効果、副次的効果、収益性を踏まえどのように改善するか確認することとしておりますので、数値目標は設定しておりません。3事業者とも自走を大きな目標の1つとする以外に、地域社会のつながりを深め、地域社会の中からこれら事業に共感賛同してくださる人を掘り起こし、輪を広げていくことにも注力しております。

分類 番号	委員からの質問・意見	回 答
3-(1)-2	【市民協働推進のための中間支援の仕組みの充実】関係 中間支援の仕組みの中核をなすのが、安城市内にある4つの支援センター（安城市民活動センター、安城市社会福祉協議会ボランティアセンター、安城市生涯学習ボランティアセンター、安城市青少年の家ボランティアセンター）である、と思います。しかしながら、『安城市生涯学習ボランティアセンター』と『安城市青少年の家ボランティアセンター』の①『運営実態』や②『費用対効果』は勿論のこと、その③『設置目的』や④『運営要領』すら情報公開されているかがわからず、このため、センターが適正に機能しているのかも市民には不明です。少なくとも上記の①～④を情報公開し、担当課（生涯学習課）以外の行政や市民が評価できる状態を実現することが第一歩ではないかと思いますので、①～④の情報公開を望みます。	生涯学習ボランティアセンターは、市民主体の生涯学習推進のため、生涯学習ボランティアグループの活動拠点として設置しているもので、文化センター改修後も同センター内に同様の活動拠点の設置を予定しています。なお、情報公開につきましては、現在利用しているグループの方々とは相談しながら、今後の課題としていきたいと考えています。 青少年ボランティア活動支援センターは、ボランティア派遣を希望する青少年活動団体とボランティアを行いたい個人とのマッチングなどを行っているもので、例えば、子ども会などのレクリエーションに講師を派遣したり、お楽しみ会でマジック、ゲーム、工作をしたい、あるいは環境の話を聞きたいなどの希望に応じ、内容に合った講師を紹介しており、昨年度は37件のマッチングを行いました。ボランティア派遣の概要等は市公式ウェブサイトでご覧いただけます。
3-(1)-2	【市民協働推進のための中間支援の仕組みの充実】関係 また、市民側の支援や市民団体同士の協働の支援は安城市民活動センター＆安城市社会福祉協議会ボランティアセンターでは少なからずできているとは思いますが、行政各課職員に対する支援（指導）が行われているかが判明せず、更には最大の問題点として、現状の市民協働に関する市民活動団体と行政各課職員間で市民協働に関する認識のずれがあり、現状ですら行政と市民活動団体との間の協働がうまくいっているとは思えない事業も見受けられます。 このため、中間支援の仕組みの重要なアイテム（行政職員と市民団体との共通理解のツール）の一つとして、職員向けの『市民参加のガイドライン』と同様に『市民協働のガイドライン（協働の指針）』の制定を望みます。	市民参加は審議会等の委員に公募市民を選任したり、パブリックコメントを実施する、ワークショップを開催するなど具体的でわかりやすいため、職員が取り組みやすく、その必要性も認識されてきていると思います。一方で、市民協働は協働の具体的なイメージがつかみにくいため、職員の市民協働に対する認識が低いというのが現状ではないかと思っています。例年、新規採用職員に対しては啓発としてNPOをはじめ市民協働についての内部研修を行っておりますが、ご意見にもあるように、職員に協働について知ってもらいその認識を高めていく必要があると思います。そのために、協働とは何か、協働がなぜ必要なのか、協働のメリット・効果はどんな点にあるのか、実際にどのような協働の取組が行われているのかなど、協働の具体的なイメージをつかみ、協働の進め方（協働のPDCAサイクル）の指針となるものとして、職員向けの、例えば「協働まちづくりの手引き」のようなハンドブックの作成を将来的には検討していきたいと考えています。

行政改革審議会委員からの意見等

分類 番号	委員からの質問・意見	回 答
3-(1)-3	【市民協働団体設立や活動継続のための新たな支援の仕組みの構築】関係 「活動資金」の支援の仕組みと共に市民活動センターの指定管理者が4月より交替されるのを機会に、指定管理者の役割の見直しや安城市民協働サポータークラブ等の市民団体の活用による『伴走支援の仕組み』の導入を望みます。 また、活動継続のためには、「広報活動」の支援も重要です。現在、多くの市民団体が公民館などの公共施設へのチラシ設置のために、各公民館などを回って手配りしています。小さなことですが、市民活動団体にとっては、手間のかかる作業です。例えば、市民交流センターの登録団体であるとか、市又は教育委員会の後援を取得している等の一定の条件を満たせば、設置場所別の封筒を作成してその中にチラシを入れて、市民交流センターに持ち込めば、公民館などに配っていただけるような仕組みを整備していただくと市民活動団体の広報活動が促進されます。このような小さな改善の掘り起しを望みます。	「活動資金」の支援の仕組みについては、市民活動補助金の補助対象事業に協働提案型事業を追加することでその拡充を考えています。 指定管理者の役割の見直しについては、指定管理者の交替を機に、指定管理者が、市民活動団体の活動がステップアップできるように、活動ステージに応じた相談業務や情報提供などの支援を行っていきたいと考えています。 また、「伴走支援の仕組み」の導入については、安城市市民協働サポータークラブ等の市民活動団体が伴走支援やコーディネーターのスキルアップを図れるよう支援を行っていきたいと考えています。 「広報活動」の支援では、公民館等の公共施設へのチラシ設置の仕組みについて、市民交流センターをはじめとした関連部署と今後、協議していきたいと考えています。
3-(1)-4	【減災まちづくり研究会の活性化による地域防災力の向上】関係 平成29年度は、家具転倒防止を目的に実りある研究活動を実施されたと思います。内容的に自主防災会が中心の取り組みにならざるをえなかったと思いますが、研究会の初期段階での設置目的は、発災時の関係者間の“顔の見える関係の構築とその維持”であった、と思います。この点での『アウトカム(どれだけ顔の見える関係が構築できたか)』の把握と『PDCAサイクル』を回していただくことを望みます。	平成29年度は「家具等転倒防止の推進」をテーマに、自主防災組織のほか、企業が社員研修や顧客への啓発を行ったり、市民グループが七夕まつりや福祉まつり等で啓発を行ったりするなど、年間を通じて取り組みました。 「顔の見える関係の構築」の成果を数値等で把握することは難しいですが、研究会では、参加団体が成功した事例やうまくいかなかった事例を発表しあい、情報を共有するとともに、一部の団体では他団体と連携した取組事例がありました。 今後もテーマを掲げて、参加団体が連携して取り組む中で顔の見える関係づくりを進めるとともに、参加団体アンケートを毎年度実施し、効果的な研究会運営に努めていきます。
3-(1)-5	【地区公民館のあり方の検討】関係 「社会教育法に基づく公民館の枠内で…」がネックと思われますが、はずしたらどうなのか、はずせないならどうするかなど方針を決める必要があると思われます。どのような考え方かお聞きたい。	社会教育法に基づく公民館では、営利的な活動を含む利用などを制限しています。そのような運営のなかで、多様化する市民活動など時代の変化にどのように適応するか課題の抽出と十分な検討が必要であり、方針を決めていく情報収集段階と考えています。

分類 番号	委員からの質問・意見	回 答
3-(1)-5	【地区公民館のあり方の検討】関係 「地域活動における公民館活動の推進」は「第3次安城市生涯学習推進計画(平成28年度～32年度)」の「重点的に取り組む施策・事業」の一つです。調査研究やモデル事業の試行を早く終え、平成32年度には『アウトプット』(検討しました、というアウトプット)だけでなく、『アウトカム』の実績報告ができるよう取り組みの加速化を望みます。	北部コミュニティ協議会の行う事業実施状況の検証をふまえ、地域が主体となった自主的、自立的な活動の展開に向け、検証を進めていきます。
3-(1)-5	【地区公民館のあり方の検討】関係 いみじくも活動計画で述べられているように、学習拠点という側面より地域住民の交流・活動拠点に比重が移っていると思います。社会教育法に基づく公民館という考え方で、本当に地域社会の課題解決につながるのか？平成31年度の方針決定後の計画が白紙なのはなぜでしょうか？より身近な交流・活動拠点として担えるか、市民ニーズを把握して数値目標を設定して頂きたいと思えます。数値目標もないようでは、現状と変わらないのは目に見えています。	社会情勢の変化に伴い、市民ニーズも多種多様化している中で、社会教育法の枠組みが地域住民の交流・活動にどのように作用しているか検証が必要であると考えます。方針決定後の計画については、方向性が未決定であるため白紙としています。
3-(1)-6	【スポーツを通じた地元意識の醸成】関係 『アウトプット(〇〇〇を実施したというアウトプット)』だけでなく、参加者へのアンケートを実施するなどして、アウトカム(地元意識の醸成に寄与したかどうか、その有効性や他の事業に比べての優位性など)の実績報告(把握と公開)を望みます。	この事業は、市民が全国レベルのチームとの触れ合いを通じ、スポーツの振興と地元を誇りに思う気持ちを醸成する新しい取組です。参加者へのアンケートは応援バスツアーで実施していますが、約9割の方から「楽しかった」、さらに、約半数の方から「他の競技も参加してみたい」と好意的な回答をいただいております。「する」「みる」「おしえる」「ささえる」スポーツの振興を通じた地元意識の醸成に寄与していると考えています。 委員ご指摘の事業効果の把握につきましては、選手、参加者並びに役員の方々にアンケートを実施することで事業展開の参考とさせていただき、さらなる事業のPRに努めてまいります。

行政改革審議会委員からの意見等

分類 番号	委員からの質問・意見	回 答
3-(2)-1	【スマートフォンを活用した情報発信の充実】関係 これだけネットが広まった現在、これをもっと活用するべきだと思います。私見ですが、安城市は他市と比べてあまり充実していないような気がします。例えばチケット購入では、ネット予約ではなく電話予約のようです。 知立市のパティオ池鯉鮒(知立市文化会館)では有料と無料のネット会員があり、私は無料の会員登録をしています。催しの案内等も郵送に比べて送料がかかりませんので、経費節減にもなります。郵送希望の方には郵送で案内を出せばよいのではないのでしょうか？	委員が例示されました施設のチケット購入のネット対応については、現在のところ導入の予定はありませんが、今後の検討課題とさせていただきます。 なお、このプランでは、市政情報の発信ツールとして、登録制によるスマートフォンのアプリの導入を予定しています。
3-(2)-1	【スマートフォンを活用した情報発信の充実】関係 縦割り行政のもとに、各課が各種の仕組みを使って個別に情報発信をしています。一度、市民向けに実施している各課の情報発信の現状を把握し、整理統合の上で、再構築を望みます。異なる仕組みが増えるほどかえってユーザーは使いづらくなり、使えなくなります。例えば、望遠郷、市民協働課、社会福祉協議会、商工課、危機管理課、アンフォーレ課、……などなど。なぜ、異なる仕組みを導入するのでしょうか。それぞれの仕組みの役割と独自性はどこにあるのでしょうか。新設よりも既存の仕組みの統廃合を望みます。	委員ご指摘のとおり、一部の施設や施策については市公式ウェブサイトによらず、施策等ごとに個別に情報発信をしています。これは、施策等によっては市公式ウェブサイトのように画一的なものではなく、ウェブサイト上の機能付加などにより施策等ごとの特色を生かした情報提供が可能となるためです。そのため、現時点では既存の仕組みの統廃合を行う予定はありません。 なお、このプランでは、市政情報の発信ツールとして、登録制によるスマートフォンのアプリの導入を予定しています。
3-(2)-1	【スマートフォンを活用した情報発信の充実】関係 アプリ開発やプッシュ型情報発信も悪くはないですが、まずは既存のFixMyStreetなど情報共有できるソフトを使って、市民協働・情報共有を図るべきだと思います。数値目標は情報発信コンテンツ数より、情報共有数にすべきと考えます。	委員にご提案いただきました、FixMyStreetなどのアプリを活用した市民協働・情報共有につきましては、導入実績、費用対効果等研究すべき点も多いため、将来的な課題であると認識しています。 このプランでは、まずはプッシュ型の情報発信ツールとして既存アプリを試行し、登録状況や同種の情報発信を行う他市の状況を把握するとともに、課題等を整理し、今後発展的に展開させるかどうかを総合的に判断していきます。 こうしたことから、数値目標につきましても、将来的な課題としての目標である情報共有数ではなく、試行から始める取り組みとしての目標である情報発信コンテンツ数としています。

分類 番号	委員からの質問・意見	回 答
3-(2)-3	【市民参加促進のための情報提供に関するガイドラインの策定】関係 市民参加を促進するためというのであれば、市民参加推進評価会議における評価を100%とするより、すべての審議会への市民公募を100%とした方が分かりやすい。また、現在3つ以上の審議会で委員をしている場合は、応募できないというきまりがあるようだが、市民参加を促すには良いと思う。市民公募だけでなく、公募以外の委員にも適用すれば市民参加の図れ、さらに会議の質も上がって、市民にとって意味のある会議になると思う。同じ委員が4つ以上兼務している審議会の数を減らす。ということも数値目標とすべきと考えます。	数値目標を変更することは考えていませんが、委員ご指摘の同一委員兼務数については、ガイドラインに従い、取組を進めていきます。
3-(2)-3	【市民参加促進のための情報提供に関するガイドラインの策定】関係 これまでの活動の集大成としての『市民参加のガイドライン』が発行（『アウトプット』）できたことは誠に喜ばしいことと思います。今後は、このガイドラインに従って、きっちりと評価し、審議会委員の公募比率や男女構成比率の改善、情報公開の拡大などの改善（『アウトカム』）を図っていただくと共に、改善成果（『アウトカム』）の進捗状況の情報提供（PR）を望みます。	これまでも、改選予定の審議会等のうち、「一人も公募市民がいない」あるいは「女性率が目標値に達していない」審議会等の担当課へのヒアリングを実施してきました。これを今後も継続し、改善を促していきます。 審議会等の委員の公募数、男女率、審議会傍聴・委員名の公開・議事録の公開・計画の公開・年度毎の実績の公開の有無は、市公式ウェブサイトに掲載しています。今後は、改善状況の分かる表記に改め、市公式ウェブサイトで該当ページが探しやすくなるよう修正します。